

平成 15 年 10 月 27 日

多摩市長 渡 辺 幸 子 様

多摩市市民自治基本条例をつくる会  
代 表 大 津 山 壽 久

### 行政素案（10月17日版）に対するつくる会意見書（その2）

標記の件について、去る10月4日意見書（その1）を提出後、10月18日には、行政より回答として、10月17日版の条例素案の説明をいただき、更新された条例素案にたいしてつくる会の意見を下記のとおり取りまとめました。

説明日当日の10月18日と10月25日の2回の全体会で、時間的に十分な議論ができず、意見書（その1）の反映状況の検証を中心に再度、意見書（その2）として提出いたしますので、充分なご検討及び見直し等をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 名称及び条例制定の基本的な考え方

意見書（その1）においても、既に指摘したところではありますが、時代の要請とそれを自覚し結集した市民自らの思いを是非受け止めていただき、新たな時代にふさわしい「市民自治」に着目した名称及び条文となるよう、意見書（その1）についての反映が不充分であるとした項目について、意見書（その2）において再掲しましたので、再考下さるようお願いいたします。

##### (1) 名称について

意見書（その1）の要望どおり「多摩市市民自治基本条例」に変更してください。

##### (2) 前文について

意見書（その1）の要望どおり、市民案の市民を中心とした市民自治の理念が表現されるよう再度、ご検討ください。

##### (3) 「目的」、「定義」、「基本原則」について

前文とともに、市民意思に基づく自治を推進する上での中心をなす部分であり、定義に「市民自治」や「まちづくり」を規定してください。

また、「市の自治」の定義は、わかりにくく市民の中でも様々な解釈や印象をもっている方々もいることから、「市の自治」は、わかりやすい文言に変更してください。

(4) 文体について

「ですます体」による条例の表記については、つくる会の中においても、是とするものと、非するものがあり、意見として統一するものではありませんが、いずれにしても、その本意は、条文が市民にとって親しみやすく、わかりやすいということです。

この観点から、市民にとって、親しみやすく、わかりやすい条文の再検討をしてください。

2 参画・協働について

参画・協働については、市民案第 17 条(予算策定への参画)及び第 18 条第 2 項の審議会等の委員の公募や選考結果、選考理由の明確化等について、市民案が削除されていることから、盛りこんでください。

3 市民自治推進委員会について

意見書(その 1)が反映され変更されたことについては、評価するところですが、委員の選考の透明性や委員構成について、多摩市の自治を推進するうえで、市民案にある市議会議員や行政職員を委員とすることは不可欠であり再考をしてください。

また、権利擁護の項目が削除はされましたが、救済機関が設置されていないので、別に設置するとともに、「見直し条項」が削除されたことから、委員会の所掌事項に「条例の見直し」を明文化してください。

以上